

8 案内標示等 (1) 標識	移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ施設があることを表示する標識を設けているか		
	(2) 案内設備	建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所又は駐車場の配置が容易に視認できる場合を除き、これらの施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか(案内所を設ける場合を除く。)	
		建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所又は駐車場の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか(案内所を設ける場合を除く。)	
	(3) 案内標示	設置する位置、表示する文字及び記号の大きさ等は、高齢者、障害者等が見やすく、分かりやすいものであるか 視覚障害者にも案内の内容が分かるようにしているか	
9 客室及び寝室		高齢者、障害者等が改札口から公共交通機関の施設内目的の場所に円滑に到達できるよう案内標示を設置しているか	
	1以上の出入口は、1の構造であるか		
	室内は、車いす使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、手すりが適切に配置されているか		
	設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものであるか		
	床は滑りにくい仕上げであるか		
	便所は5の構造であるか		
	洗面所は11の構造であるか		
	浴室は12の構造であるか		
	光、音等により情報を伝達する非常用警報装置の設置		
	客室が50以上のホテル又は旅館にあっては、次の車いす使用者用客室を1以上設けているか		
	ア 車いす使用者用便所の便所の出入口が次の構造であるか		
	・幅は、80cm以上であるか		
	・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか		
イ 浴室は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているか			
ウ シャワー室が次の構造であるか			
・シャワー、手すり等が適切に配置されているか			
・車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているか			
・出入口の幅は、80cm以上であるか			
・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか			
10 客室及び観覧席 (1) 車いす使用者のための客席等	客室及び観覧席の数		席
	そのうち車いす使用者のための客席等の数		席
	出入口から容易に到達でき、非難しやすい位置に設けているか		
	間口は、車いす1台につき85cm以上であるか		
	奥行きは110cm以上であるか		
	床は滑りにくい仕上げであるか		

(2) 車いす使用者のための客席等に至る経路のうち、1以上の経路	床は平たんにし、傾斜させてないか		
	後方に車いす使用者が容易に出入し、転回できる通路を設けているか		
	車いす使用者のための客席等である旨の表示があるか		
	幅は、120 cm以上であるか		
	50m以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けているか		
	戸を設ける場合 ・自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか		
(3) 聴覚障害者用設備	傾斜路 ・幅は、段に代わるものにあっては120 cm以上、段に併設するものにあっては90 cm以上であるか ・勾配は、1/12を超えていないか ただし、高さが16 cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと ・高さが75 cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る)にあっては、高さ75 cm以内ごとに踏幅が150 cm以上の踊場を設けているか		
	(4) 舞台	聴覚障害者用設備の設置	
11 洗面所 (洗面所を設ける場合、その1以上(男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上)の洗面所)	高齡者、障害者等が容易に舞台上に上がることができるよう配慮しているか		
12 浴室 (浴室を設ける場合、その1以上(男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上)の浴室)	出入口は次の構造であるか ・幅は80 cm以上であるか ・出入口に戸を設ける場合、車いす使用者が通過可能か ・車いす使用者の通過の支障となる段を設けていないか		
	1以上(男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上)の洗面器の構造 ・周囲に手すりを設けているか ・下部の高さは60 cm~65 cm程度、その奥行きは55 cm程度であるか ・水栓器具は、操作が容易なものであるか		
	床は濡れても滑りにくい仕上げであるか		
13 シャワー室及び更衣室	出入口は11 (出入口)の構造であるか		
	洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは40 cm程度であるか		
	洗い場及び浴槽の周囲は、手すり、腰掛台等が適切に配置されているか		
14 カウンター及び記載台 (カウンター又は記載台を設ける場合、その1以上のカウンター又は記載台)	床は濡れても滑りにくい仕上げであるか		
	水栓器具は、操作が容易なものであるか		
	出入口は11 (出入口)の構造であるか		
15 公衆電話所	車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、手すり、腰掛台等が適切に配置されているか		
	床は濡れても滑りにくい仕上げであるか		
14 カウンター及び記載台 (カウンター又は記載台を設ける場合、その1以上のカウンター又は記載台)	水栓器具は、操作が容易なものであるか		
	高さは70 cm程度であるか		
15 公衆電話所	下部の高さは、60 cm~65 cm程度、その奥行きは45 cm程度であるか		
	出入口は11 (出入口)の構造であるか		

(公衆電話所を設ける場合、その1以上の公衆電話所)	1以上の電話台は、14(カウンター及び記載台)の構造であるか		
	電話機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものであるか		
16 水飲み場 (水飲み場を設ける場合のみ)	飲み口の高さは70cm~80cm程度であるか		
	下部に、車いすのフットレストが入るスペースを確保しているか		
	給水栓は、操作が容易なものであるか		
17 券売所 (券売所を設ける場合、その1以上の券売所)	金銭投入口及び操作ボタンの高さ、けこみ等は、車いす使用者が円滑に利用できる構造であるか		
	視覚障害者が円滑に利用できるようにしているか		
18 改札口及びレジ通路	1以上の改札口又はレジ通路は、1(出入口)の構造であるか		
19 休憩施設	高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の休憩施設を設けているか		
20 授乳及びおむつ替えの施設	授乳及びおむつ替えが円滑にできる構造の施設を設けているか		
21 インターホン (直接地上へ通ずる出入口のうち、1以上の出入口)	インターホンの設置 ・呼び出しボタンの高さは、100cm程度であるか		
	・視覚障害者が円滑に利用できるようにしているか <不適の場合> 視覚障害者の誘導上支障がないよう設置されているか		
22 旅客乗降場	縁端に、点状ブロック等を連続して敷設しているか		
	両端には、転落防止策を設けているか		
	表面は、粗面とし又は滑りにくい材料で仕上げているか		
	必要に応じて搭乗橋を設けているか		
	適及び不適の計		